

田中 幸子 委員提出資料

平成27年2月3日

第4回自殺対策官民連携協働会議

「みやぎの萩ネットワーク」

官民連携で自死予防・防止・遺族支援も含めた総合支援を目的とする

❖2015年1月現在：参加団体・個人そして連携要請団体

東北希望の会、グリーフケア研究会、いのちの電話、宗教関係者（仏教、キリスト教）、弁護士、医師、司法書士、多重債務支援団体、貧困ネットワーク、駆け込み寺、中小企業診断士、税理士、臨床心理士、民間カウンセラー、商工会議所、ライオンズクラブ、ソロプチミスト、労働組合、子育てネット・タクシー協会・性的マイノリティー団体・地域包括センター・県警本部生活安全企画課・ターミナルケアを考える会・人権擁護委員会・教育委員会、市議員・県議員・腎臓協会・各地域の保健所、東北大、宮城県も含む県内の自治体、宮城県社会福祉士会、マスコミ関係者、大学教授、藍の会。

❖顔の見える連携

「眠れない」「気分が落ち込んでいる」「不安だ」という身体的症状が現れた原因
「なぜ眠れないのか?」「なぜ気分が落ち込んでいるのか?」「なぜ不安なのか?」
「なぜ?」に注目し「なぜ?」の解決に向けた支援の連携

宮城県内の自殺対策連絡協議会を構成する民間団体の有志が、業種をこえた幅広いネットワークを作って、具体的な自死予防の対策を実践していこうとした。他業種の活動報告を聞いているだけでなく、協議会での出会いを活かして、自分たちで一步踏み出そうという機運が起きた。仙台市の自殺対策ご担当者とは県警本部の生活安全企画課の、暖かい支援の姿勢も後押しになった。自死につながりかねない悩み事に対して、ワンストップで適切な他業界につながることができる。顔が見える相手につながることができるということは、解決への道につきやすい。顔の見える連携相手であることは、必要に応じて、迅速にソーシャルネットワークを構築することができ、適切な解決（根治）が可能となる。ネットワークを構築することによって、多角的に自死予防の対策を講じることが可能となる。他業種との連携によって、自分の業種範囲から一步踏み出した経験を蓄積することができる。単体の業種のみでは限界があり、自死の原因の「入れ子」構造に対応しきれず、本当の問題が見過ごされる危険がある。連携の中で、本当の意味での「気づき」の可能性が高まることが期待される。

みやぎの萩ネットワーク規約

- 第1 本会の名称をみやぎの萩ネットワークとする。
- 第2 本会の事務所を、宮城県仙台市青葉区本町3丁目5-22 6階におく
- 第3 本会は、以下の事項を会の目的とする。
 - 1 自死者数0をめざす。
 - 2 人と人との助け合い、支えあう社会を構築する。
- 第4 本会は、前項の目的を達成するため、以下の活動を行う。
 - 1 ネットワークによる支援活動
 - 2 実践的な研究活動
 - 3 効果的な啓発活動
 - 4 その他
- 第5 本会の規約を変更した場合は、会の所在地に掲示し、ホームページに掲載して公示する。
- 第6 会員の入会は、役員会で決める。
- 第7 会員の退会は、
会員は、本会の機関によって、退会、又は、登録抹消が行われることがある。
- 第8 総会は、定期総会と臨時総会とする。
定期総会は、1年に1度、3月に開催する。臨時総会は、必要のある場合に開催する。
- 第9 総会においては、以下の事項を審議する。
 - 1 役員を選任
 - 2 予算の審議及び、決算の承認
 - 3 規約の制定、変更
 - 4 役員会において、総会に付することを要すると判断した事項
- 第10 総会は、代表が招集する。
総会を招集するには、総会の日10日前までに、会議の日時、場所、議題を示した通知を発しなければならない。
- 第11 会員は、会員数の5分の1以上の人数の会員により、総会の招集を求めることができる。この場合は、代表は、10日以内に、総会を招集の通知を行わなければならない。
- 第12 総会は、会員の過半数の出席がなければこれを開くことはできない。但し、出席には、会員に対する委任状による出席も認める。
- 第13 総会の議事は出席者の過半数の賛成によって決する。但し、規約の制定

変更については、出席者の3分の2以上の賛成を要する。

第14 総会の議長は、総会に出席した会員の中から選出する。議長は、会員から副議長を指名し、議長を補佐させることができる。

第15 総会における議決権は、会員のみが行使し、一人について、1票とする。

第16 総会の議事については、議事録を作り、議長及び出席した会員2名以上がこれに署名押印して、本会に保管する。

第17 本会には、会員の中から以下の役員をおき、役員会を構成する。

1 代表 1名

2 副代表 若干名

3 幹事 若干名

第18 本会には、2名の監事を定め、会計を監査する。

第19 役員会は、本規約や総会決議に従い、日常業務を遂行する。

第20 役員は、毎年、定期総会によって選任される。

第21 会員の退会は、役員3分の2以上の賛成によって行い、総会に報告することを要する。この場合、対象会員の申し出がある場合は、役員会における告知聴聞の機会を与えなければならない。

第22 本会は、寄付金、援助金によって運営する。

◆全国自死遺族連絡会の会員による自死遺族の自助グループ

- ❖ 北海道札幌市「ノンノの会」
- ❖ 青森県青森市「空の会」
- ❖ 秋田県秋田市「結いの会」
- ❖ 岩手県盛岡市「循環の会」
- ❖ 山形県山形市「青い会」...
- ❖ 宮城県仙台市「藍の会」栗原市「クローバーの会」石巻市「たんぽぽの会」
大崎市「菜の花の会」大河原市「マロニエの会」気仙沼市「瑠璃の会」
- ❖ 福島県郡山市「えんの会」福島市「えんの会」
- ❖ 埼玉県さいたま市「なないろの集い」
- ❖ 東京都世田谷区「みずべの集い」渋谷区「みずべの集い」
- ❖ 茨城県水戸市「さざれの集い」
- ❖ 栃木県宇都宮市「オレンジいろの会」鹿沼市「ひなたぼっこ」
- ❖ 神奈川県横浜市「虹のかけはし」川崎市「わかちあいの集い」
- ❖ 新潟県新潟市「逢うる」長岡市「とまり樹」
- ❖ 長野県長野市「やまなみの会」松本市「やまなみの会」
上田市「やまなみの会」
- ❖ 石川県金沢市「ほっとの会」
- ❖ 静岡県静岡市「心の絆をはぐくむ会」
- ❖ 鳥取県鳥取市「コスモスの会」
- ❖ 鳥取県米子市「逢いたいぼちぼちの集い」
- ❖ 広島県広島市「小さな一歩ネットワーク広島・希望の会」
- ❖ 広島県三次市「逢いたいぼちぼちの集い」
- ❖ 島根県安来市「逢いたいぼちぼちの会」雲南市「逢いたいぼちぼちの会」
- ❖ 島根県松江市・出雲市・浜田市・益田市・大田市・しまねわかちあい「虹」
- ❖ 山口県岩国市「木洩れ陽」
- ❖ 福岡県久留米市「九州モモの会」
- ❖ 沖縄県那覇市「くくむいの会」

- ❖ 東京・兄弟姉妹の会「テルテル」
- ❖ 大阪市・名古屋市「ナインの会」(キリスト教の信徒の自死遺族の集い)

◆会員による支援の会

自死遺族の集い

- ❖ 神奈川県横浜市「あんじゅ」自死で子供を亡くした親の集い
- ❖ 大阪府枚方市「ふきのとう」自死遺族の集い

自死以外の遺族も含む集い

- ❖ 過労死・過労自死「東北希望の会」
- ❖ 宮城県仙台市・石巻市・気仙沼市・子供を亡くした親の会「つむぎの会」
- ❖ 宮城県仙台市・岩沼市・石巻市・気仙沼市「法話の会」
- ❖ 宮城県仙台市「遺族の茶話会」
- ❖ 奈良県葛城市「法話の集い」
- ❖ 兵庫県尼崎市「法話の集い」

法的支援の会

- ❖ 自死遺族等権利保護研究会
- ❖ 自死遺族等二次被害相談センター

一般市民対象の集い

- ❖ 宮城県仙台市「藍色のこころサロン」